

議会運営委員会次第

令和7年5月30日
議会運営委員会室

1 開 会

※ 議長あいさつ

2 協議事項

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 6月定例会提出予定議案の概要について | 資料 1 |
| (2) 6月定例会の会期・日程について | 資料 2 |
| (3) 6月定例会質問実施細目について | 資料 3 |

3 その他

4 閉 会

令和 7 年 6 月県議会定例会提出議案一覧

〈 議 案 : 1 4 件 〉

1 補正予算 1 件

議案第 1 号 令和 7 年度宮崎県一般会計補正予算（第 1 号）

2 条 例 9 件

(1) 法令改正等による規定の整備のための改正及び廃止 8 件

- 議案第 2 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例

(2) その他 1 件

議案第 4 号 都市公園条例の一部を改正する条例

3 条例以外 4 件

議案第11号 工事請負契約の変更について
議案第12号 工事請負契約の変更について
議案第13号 工事請負契約の変更について
議案第14号 公安委員会委員の任命の同意について

〈 議 案 以 外 : 9 件 〉

5 報 告 9 件

- ・ 損害賠償額を定めたことについて
- ・ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
- ・ 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
- ・ 令和6年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・ 令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ・ 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書
- ・ 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書
- ・ 令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書
- ・ 令和6年度宮崎県立病院事業会計予算繰越計算書

令和7年6月県議会定例会提出議案の概要

1 予算案の概要

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について、措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	4 6 億 9 3 9 万 1 千 円
---------	---------------------

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、6，725億6，839万1千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

分担金及び負担金	1，674万8千円
国 庫 支 出 金	29億8，880万円
繰 入 金	6億1，421万円
諸 収 入	7，503万3千円
県 債	9億1，460万円

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今回補正額	計
総 務 費	47,904,632	567,283	48,471,915
民 生 費	106,135,261	48,996	106,184,257
衛 生 費	27,578,932	1,945,384	29,524,316
農 林 水 産 業 費	54,853,868	680,659	55,534,527
商 工 費	46,025,045	80,000	46,105,045
土 木 費	75,990,092	1,089,203	77,079,295
教 育 費	129,413,530	197,866	129,611,396
一 般 会 計 合 計	667,959,000	4,609,391	672,568,391

○ 補助公共・交付金事業

(単位:千円)

事業名	補正前の額	今回補正額	計
道路事業	25,362,490	389,925	25,752,415
河川事業	8,818,338	65,280	8,883,618
港湾事業	2,539,950	262,500	2,802,450
街路事業	2,008,149	358,100	2,366,249
合計	59,463,516	1,075,805	60,539,321
公共計	105,161,666	1,075,805	106,237,471

○ 主な事業

⑨ 木崎浜海岸サーフィン環境整備事業(スポーツランド推進課) 58,000千円

木崎浜海岸のサーフィン環境整備のため、アクセス道路となっている河川堤防等の整備を行うための経費

⑩ 高千穂通り道路空間再編事業(都市計画課) 358,100千円
(補正後:2,366,249千円)

ほこみち制度を活用した賑わいのある道路の構築のため、高千穂通りの歩道や自転車道の再整備等を行うための経費

・ 災害支援物資拠点施設整備事業(危機管理課) 444,672千円

災害支援物資拠点施設における屋根付荷さばき場の整備及び舗装・外構を行うための経費

⑪ 医療施設等経営強化緊急支援事業 1,701,896千円

(医療政策課、長寿介護課、健康増進課)

経営状況の急変等に直面している医療機関等に対して、生産性向上に資する設備導入等に必要な支援を緊急的に行うための経費

○ 主な事業のつづき

⑧ 宮崎県酪農公社清算負担金(畜産振興課) 517,849千円

一般社団法人宮崎県酪農公社の解散にあたり、出資割合に応じた清算費用を負担するための経費

⑨ 宮崎の酪農生産基盤緊急支援事業(畜産振興課) 25,500千円

一般社団法人宮崎県酪農公社の解散に伴い、預託農家等に対して、乳用牛育成施設の整備等に要する費用を補助するための経費

2 特別議案の概要

【条例 9 件】

○ 議案第 2 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

総務省令の改正により、離島振興法等に係る課税免除の適用期限が延長されたこと等に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）

大学等における修学の支援に関する法律の改正及びうなぎ稚魚の取扱いに関する条例の廃止に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 4 号 都市公園条例の一部を改正する条例 （都市計画課美しい宮崎づくり推進室）

ひなた宮崎県総合運動公園の庭球場の改修に伴い、関係する使用料の改正を行うものである。

○ 議案第 5 号 職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）

国内外の経済社会情勢の変化への対応等のため、国家公務員等の旅費に関する法律等が改正されたことに伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ 議案第 6 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 （人事課）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）**

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第8号 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（福祉保健課）**

厚生労働省令の改正により、救護施設及び更生施設の設備基準が変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第9号 宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども家庭課）**

厚生労働省令の改正により、女性自立支援施設の設備基準が変更されたことに伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **議案第10号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例（漁業管理課）**

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律がうなぎ稚魚に適用されることに伴い、条例を廃止するものである。

【条例以外 4 件】

○ **議案第 11 号 工事請負契約の変更について（道路建設課）**

地域連携道路事業国道 4 4 7 号真幸工区真幸トンネル工事（2 工区）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	7, 1 0 6, 8 4 4, 5 3 6 円	7, 2 7 4, 8 2 8, 9 5 7 円

○ **議案第 12 号 工事請負契約の変更について（河川課）**

ダムメンテナンス事業松尾ダム左岸小門開閉装置更新工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	4 8 1, 2 4 1, 8 6 0 円	4 9 3, 7 3 5, 3 9 0 円

○ **議案第 13 号 工事請負契約の変更について（施設調整課）**

ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修工事の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決に付するものである。

	（変更前）	（変更後）
契約金額	2, 2 7 9, 2 0 0, 0 0 0 円	2, 5 1 5, 7 3 3, 0 0 0 円

○ **議案第 14 号 公安委員会委員の任命の同意について（人事課）**

公安委員会委員について、別紙の者を任命するにあたり、警察法第 3 9 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

【報告 9 件】

○ 損害賠償額を定めたことについて

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による損害賠償額を定めたことについての報告
20 件 2, 845, 953 円

○ 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について（建築住宅課）

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による県営住宅の管理上必要な訴えの提起についての報告

○ 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について
（財務福利課育英資金室）

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起についての報告

○ 令和 6 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定による繰越明許の報告

一 般 会 計	191 件	繰越額	90, 060, 646, 748 円
えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計	1 件	繰越額	50, 268, 000 円
公共用地取得事業特別会計	2 件	繰越額	208, 751, 038 円
港湾整備事業特別会計	6 件	繰越額	578, 600, 000 円

○ 令和6年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定による事故繰越しの報告

一般会計 30件 繰越額 6,388,715,325円

○ 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書（企業局）

地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告

款（資本的支出）繰越額 596,826,000円
款（事業費）繰越額 124,294,500円

○ 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書（企業局）

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越の報告

款（事業費）繰越額 565,605,539円
款（資本的支出）繰越額 5,167,173,515円

○ 令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費繰越計算書（企業局）

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による繰越の報告

款（事業費）繰越額 9,993,680円
款（資本的支出）繰越額 142,286,320円

○ 令和6年度宮崎県立病院事業会計予算繰越計算書（病院局）

地方公営企業法第26条第3項の規定による繰越の報告

繰越額 858,820,878円

6 月県議会定例会に提案予定の特別議案の内容

区 分		現 委 員	提 案 予 定 の 人	備考
公安委員会 委 員	氏 名	島津 久友(しまう ひさと)	佐々木 慈舟(ささき じゅう)	任期満了
	役 職	会社役員	住職	
	任 期	令4. 8. 1～令7. 7. 31 (3)	令7. 8. 1～令10. 7. 31 (1)	

(注) 「任期」の()内の数字は任期数。

資料 2

令和 7 年 6 月定例会日程（案）

19日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
6. 6	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
7	土	休 会	(閉 庁 日)	
8	日			
9	月		(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
10	火			
11	水	本会議	一 般 質 問	
12	木			
13	金			請願締切 16:00
14	土	休 会	(閉 庁 日)	
15	日			
16	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)
17	火		一 般 質 問 議 案 に 対 す る 質 疑 討 論、採 決 (人 事 案 件) 議 案・請 願 委 員 会 付 託	議会運営委員会 9:30
18	水	休 会	常 任 委 員 会	
19	木			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
20	金		特 別 委 員 会	議会運営委員会 (特別委員会終了後)
21	土		(閉 庁 日)	
22	日			
23	月		(議 事 整 理)	
24	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

令和 7 年 6 月定例会

質 問 実 施 細 目 (案)

1 質問の区分

6 月定例会の質問は、一般質問とする。

2 一般質問の人数

15 名以内とする。

[会派別質問者数]

自 由 民 主 党	9 名
公 明 党	2 名
県 民 連 合 立 憲	2 名
日 本 共 産 党	1 名
未 来 へ の 風	1 名

3 一般質問の質問順序

抽選により決定する。

4 一般質問の質問時間

1 人当たり 30 分以内とする。

5 一般質問の通告期限

質問日程に入る前々日（6 月 9 日）の正午とする。

一般質問時間割(案)

6月11日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1			10:00～11:00	
2			11:00～12:00	休憩
3			13:00～14:00	

6月12日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
4			10:00～11:00	
5			11:00～12:00	休憩
6			13:00～14:00	

6月13日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
7			10:00～11:00	
8			11:00～12:00	休憩
9			13:00～14:00	

6月16日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
10			10:00～11:00	
11			11:00～12:00	休憩
12			13:00～14:00	

6月17日(火)

順序	会派	質問者	時間	備考
13			10:00～11:00	
14			11:00～12:00	休憩
15			13:00～14:00	